

大成建設株式会社 本田 徹
BCS 生産委員会施工部会長

第 3 回構造計算書偽装問題に関する緊急委員会（1 月 18 日）
ヒアリングに対する回答

I. 建築物（住宅等）の品質の管理等について

3. 建築業

① 設計の外注先はどのような考えで選定しているのか。

A.（設計施工の場合）構造設計は自ら行なっています。ただし、その一部、具体的には設計データを入力し、構造計算書をアウトプットするような作業を、外注業者に手伝わせることもあります。

なお設問文中に、（設計ミスも、顧客に対しては、施工者の責任を問われる中で）とありますが、それは誤解でありまして、設計施工分離発注の場合、設計ミスは基本的には設計者の責任と考えています。

② 施工管理の段階で、構造設計のミス等を発見することは可能か。また、そのための仕組みを設けているか。

A.（施工のみの場合）確認申請が下りた設計図書は信頼されるべきものであり、特に構造設計については、施工者が改めて精査することはありません。施工段階では、設計図書に基づいて、工事監理者の確認の下で施工されており、この段階でも著しく異常な場合を除いては構造設計のミス等を発見するのは難しいと考えます。

③ 建築業の丸投げについてどう思われるか。特に、品質管理方策の点において。

A. 数は少ないですが、発注者から一括下請け業者を指名された上で依頼されるケースがあります。この場合、元請業者として、下請負業者を指導しながら品質管理を行なっています。

II 危機管理対応

1. 今回の偽装問題についての対応

① 消費者等からの問い合わせ等はなかったか。どういう対応をしているか。

A. 主に建築主からの問合せ（内容は、構造設計者は誰か、審査機関はどこか。）が続いています。当社で設計した場合、性能についての問合せには、設計図書を再確認の上、問題が無い旨の文書を発行しています。

② 積極的に情報提供等を行なったか。

A. 建物に係わる詳細情報の公開は、建築主や建物所有者（マンションの場合は管理組合）の承諾がなければできないので、積極的には実施しておりません。（個人消費者からの場合、建築主あるいは管理組合を通していただくようにお願いしています。）

2. 今回の偽装問題への対応の評価。事後の対応をどう見ているか。

A.一部の関係者の対応が真摯ではなく、責任ある対応が出来ていないのが残念です。

3. 今回のような事案に巻き込まれた場合の危機管理体制は、事前に用意されているか。

A.偽装される事態は想定していません。但し、設計ミスや施工ミスなど、結果的に「瑕疵」になる事態が発生した場合の危機管理体制は構築されており、また、機能しております。

Ⅲ 危機回避のための情報把握、伝達、共有化

1. 問題を発見するための内部通報等の仕組みを用意しているか。

A.偽装については、技術的な問題点が個人の目で偶然に発見されることは少なく、設計の時点で、構造テクニカルデザインレビュー（構造設計室長、技研研究員からなる技術レビュー会議）などを通じて、複数の目で確認する「社内ピアレビュー」が効果的な仕組みと考えております。また、当社では、倫理規定や情報連絡網、情報共有ルールを設けるなど、実効性のある仕組みを整備しています。

2. 危機の回避のためには、情報の共有化はどうあるべきと考えるか。

A.技術的ミスによって生じた危機はそれを教訓として ISO 等のシステムや技術指針等に反映し、再発防止の観点から組織内で情報を共有すべきです。社外へは、原則として、関係者間で解決の努力を図りますが、事象が個別の案件に留まらない場合には、その拡がりなどを考慮し、行政部局への連絡は積極的に行なわれるべきと考えます。

3. 行政に対して、通報することに障壁はないか。

A.障壁はないと思っています。但し、通報者側のために、窓口を明確にする必要があるのではないのでしょうか。

IV 業界関係

1. 業界団体の倫理綱領、倫理プログラム等の整備状況及び運用状況（違反前の是正等）はどうか。（その理由に対する見解）

A. 倫理綱領としては、平成 5 年 12 月に、日本建設業団体連合会等から「日建連等企業行動規範」（日建連等 10 団体が制定）が示され、当社はこれも参考として、企業行動憲章等を作成しております。

2. 業界団体のメンバーであることの消費者への広報についての見解

A. 当社では、特にいたしておりません。

3. 瑕疵担保責任・損害賠償保険等の保険はあるか（住宅性能保証制度等）。

あるとすると、加入率はどうか。また、その理由についての見解は。

A. 業界団体には保険はありません。

建築物の瑕疵担保責任については損害保険会社の瑕疵保証責任保険、賠償責任保険として生産物賠償責任保険（PL 保険）があります。そのほか、住宅について、住宅性能保証制度がありますが、いずれも業界団体ではなく、各社の任意の付保となっています。加入率については、これまで業界として調査をしておらず詳細は不明ですが、当社は PL 保険及び瑕疵保証責任保険に加入しています。

V 行政、検査機関について（設計施工の場合での回答）

1. 建築確認検査は、行政、民間機関のどちらを使っているか。

A. 特に選択基準は無く、行政・民間検査機関の何れも使っております。

検査機関の選択は、当社の提案により、発注者に決定していただいております。

2. 現行の確認検査システムについて、必要と思われる改善点はどうか。

A. 構造設計の、より技術的な内容が、実質的に審査できるようにすべきと考えます。

3. 今回の偽装問題発生後の行政対応についての意見・評価

A. 全ての行政対応を把握してはおりませんが、適切な対応であったと考えます。

VI その他

1. 今回の行為のメリットは、工期短縮による経費節減であるという推察はどうか。
 - A. 個別の状況を把握していないので、よくは分かりません。

基礎資料

1.大成建設株式会社（平成 17 年 3 月現在、代表取締役社長：葉山莞児）

資本金：1,124 億円、売上高：13,502 億円、受注内訳：建築 68%、土木 27%

組織：本社（新宿区）、国内 14 支店、国際支店、海外 2 支店、住宅事業本部

従業員：9,543 名、一級建築士：2,664 名、一級建築施工管理技士：2,573 名

2.社団法人 建築業協会（略称：BCS、会長：清水建設 棚野村哲也）

本部（中央区）、関西支部

全国的に建築業を営む総合建設業者の団体、会員数：74 社

- ・建築業に関する技術の進歩と経営の合理化を図ると共に、建築業の健全な発展を図り、もって社会公共の福祉増進に寄与することを目的とした公益法人。

日建連等企業行動規範の制定について

平成5年12月27日

(株)日本建設業団体連合会

建設業は、国土づくりから日常の国民生活の向上に欠かせない大小さまざまな施設の建設を通じ、わが国の経済社会の発展に貢献してきたし、国民総生産の約2割を担い、600万を超える人々が従事する基幹産業になってきたと自負しているところであり、これからも建設業のこの社会的使命にいささかも変わるところはない。

我々はこの達成に全力を挙げて取り組む覚悟であるが、最近の公共工事をめぐる一連の不祥事により、国民の信頼を著しく損ねていることは、誠に遺憾である。今回の事件が、一部の行き過ぎた営業活動から生じたものとはいえ、その根底には、業界体質そのものに問題があるとの御批判についても、謙虚に受け止め、これまでの業界の企業行動及び商慣行を総点検し、いやすくも国民の疑惑を招くことのないよう、その適正化に努めることを決意した。

日建連としては、本年5月、総務委員会の中に、「企業行動検討特別委員会」を設け、検討を進めてきたが、その過程で建設省のご指導も得て今般別添の「日建連等企業行動規範」をとりまとめた。

今後は、会員各社及び各団体がこの種の事件の再発防止と国民の信頼回復を図るため、この企業行動規範に基づいて行動することとし、建設業に従事する多くの人たちが自信と誇りをもって働けるように、総力を挙げて業界の体質改善に取り組んでいく所存である。

以 上

平成5年12月27日

日 建 連 等 企 業 行 動 規 範

(株)日本建設業団体連合会
(株)日本土木工業協会
(株)建築業協会
(株)日本電力建設業協会
(株)日本鉄道建設業協会
(株)海外建設協会
(株)日本埋立浚渫協会
(株)土地改良建設協会
(株)日本海洋開発建設協会
(財)日本ダム協会

建設業は生活・産業基盤の整備を通じ、国民生活の向上とわが国経済の発展に寄与するという重要な社会的使命を担っている。

建設業界は、このことを強く認識しつつ、経済社会の一員としての自覚を新たにした上で、これまでの企業行動及び商慣行を総点検し、その適正化に努める必要がある。

ここに、建設業に対する社会の信頼回復と建設業の健全な発展に資するため、日建連及び加盟団体は共同して「日建連等企業行動規範」を定める。

第一 社会的使命の達成

1. 社会の要請に応えた建設活動の推進

企業経営の合理化及び技術開発の促進等を通じ、生産性の向上を図り、良質な建設生産物を適正価格で供給することに努める。

2. 人を大切にする産業の実現

人を大切にする産業を目指し、安全対策の強化・充実をはじめ、雇用・労働条件の改善、人材の確保・育成に努める。

3. よりよい環境の創造と保全

よりよい環境を創造するとともに、環境保全に配慮し、特に建設副産物についてはリサイクルや適正処理に万全を期する。

4. 社会との調和の促進

地域社会との良好な関係の構築、積極的な社会貢献の推進、開かれた広報活動の実施等により、社会との調和を促進する。

5. 公正な競争の推進

国際的な視点を踏まえた公正で自由な競争を行うとともに、売上高至上主義がもたらす過当競争を回避し、産業を疲弊させるダンピング受注を排する。

6. 健全な建設市場の確立

適正で節度ある市場活動を推進することにより、国民経済の発展に貢献する健全な建設市場を確立する。

また、専門工事業者、資材業者等との公正な契約の締結及び役割の明確化を図り、合理的な生産システムを確立する。

第二 法令の遵守の徹底等

1. 法令の遵守の徹底等

すべての法令について、その遵守の徹底を図るほか、企業行動が社会的常識と乖離しないよう努める。

2. 公正な入札の実現

建設工事、特に公共事業に関しては、刑法、独占禁止法等に違反する行為はもとより、入札の公正、公平を阻害する行為を行わない。

3. 政治との透明な関係の確立

政治との関わりについては、政治資金規正法、公職選挙法等関係法令の趣旨を踏まえ、透明で公正な関係の確立に努める。

4. 反社会的行為の根絶

暴力団対策法等の趣旨に則り、暴力団等からの不当な要求に応じたり、あるいは暴力団等を利用する反社会的行為は行わない。

5. 企業会計の透明化

違法な支出を行わない等不正経理を排除し、また、使途不明金の解消に努め、企業会計の透明化、健全化を図る。

第三 具体化のための措置

1. 団体における措置

各団体は、公益的事業の一層の充実を図るとともに、本行動規範の具体的推進のため必要と思われる措置要綱を定める等、会員企業に周知・徹底することにより、本行動規範の実効性をあげるよう努める。

2. 会員企業における実践

会員企業は、本企業行動規範の趣旨実現に向けて、それぞれ企業行動規範を定め、経営トップは率先してその実践に努める。

また、各種マニュアルを作成し、社内教育を徹底するとともに、監査機能の強化、規則の見直しを図るなど、社内体制の整備に努める。

(以 上)